秋穂町広報

秋穂町役場発行
山口県吉敷郡
秋穂町 ☎電話4番
発行人 西田 譲治
編集人
印刷所 国次印刷㈱

# 御題『窓』に入選

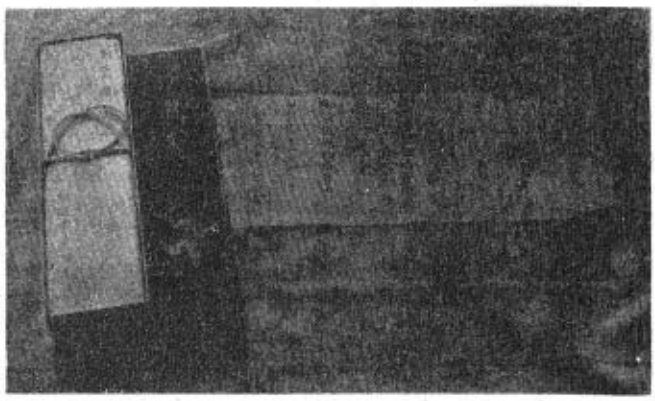

宮中において新春恒例の「歌会始の儀」御題「窓」に応募数二万二千四百二十七首の中、入選者十五人この中の一人として選ばれた多田美代さんは本町東本町区の出身

選歌は昨年六月米国ロスアンゼルスの米人ばかりの住宅街を通行中。心にもしなかったこのビルの二階から日本婦人の声を耳にして、想像もしなかったこの日本語の印象そのまま風景を詠まれ応募されたもの

写真説明
（上）宮内庁長官よりの御前題講文
（下）入選された多田美代さん

## 入選というようなことは夢にもしておられなかった

この入選の通知は、米国ニューヨークに知らされたが、受取人の多田さんたちは、もう帰国の途についておられ、その後を追って通知も旅をしつつ届いたもの

一月十二日の「歌会始めの儀」には、帰国の長い旅のつかれのため出席せられなかったが、去る二十八日御前被講された宮内庁長官より被講文が郵送されてきた。

多田さんは、北米短歌会に入つておられ、入選のよろこびとしては「ただ先生のおかげです」と語っておられた。

（思はずも珍みとどめぬ日本語の声ききとめし窓辺仰ぎて）

## 初議会開かれる

一月二十九日午前十時秋穂町議会第一回臨時会が議事堂に招集され全議員出席のもとに午前十時十五分開会次のとおり議案を可決しで午後閉会いたしました。

日程第一　休会中の一部報告がありこれに対する質疑応答

日程第二　吉敷郡公平委員会委員の選任同意については小郡町の藤田了三氏を選任に同意することに

満場一致を以つて決定

日程第三　寄付採納について秋穂中学校教育振興会会長から平坦ピアノ購入資金の一部として採納

原案通り採納することに議決

日程第四　漁業者に対する小口融資に関する特別措置条例について審議の結果満場一致を以て原案のとおり可決決定

## 漁業者へ小口融資

漁業者の経営安定をはかる漁業者に対する小口融資制度とは漁協が組合員に対して漁業経営に必要な資金を融通した際、組合員がその返済を滞らしたため漁協が損失を受けた場合に、市町村がその市町村の条例のもとに予算を組み漁協との契約によりその損失を補償したとき、その損失を市町村に補助するという制度です。

この制度の内容は融資と補償の二本立てで成立っています。

融資では組合員から漁協へ融資の借入れ申込みがあつたときは、組合の責任者の連署によるとともに、あらかじめ市町村長と県知事の承認を取ってから融資を行うことになります。

この融資条件では、運転資金は十万円以下で償還期間一年以内、また設備資金では三十万円以下で五年以内に償還していただくことになっています。

補償では、漁協が融資した組合員からの償還が延びて損失を受けた際、市町村がその損失額の百分の九十の額か融資額の百分の三十の額かどちらか低い方の額を組合に補償します。そこで県ではその市町村へその半額を補助することになっています。とにかく、従来高利金融を利用されていたお方は、今後はこの制度により漁協金融をどしどし御利用されるようおすすめします。

## 栄養たつぷり．元気に勉強

世楽小学校児童1千余名、昨年までの味噌汁給食にかわって、給食室の完備によって完全給食を実施出ひたいしたもの。毎日の献立をみて胸をふくらませて通学、ランドセルは軽く、栄養たっぷりの給食に、元気一杯勉強する子供たちの顔は、はちきれそうだ。（写真はおいしそうに食べる給食）

白一色に覆われた町三十糎を突破まだまだ降るか所沒場所の通行もままならぬ状態だった。

（下）寒波による米の荒刈、つらいの行列も近年見ることができなかったが、却却はわっか二日間とはあまりあつけない。

## めずらしい大雪

ガバカに寒いのとあちらこちらで寒い寒いのぐち連発

それもその筈、一月十六日から降りだした雪は一夜の中に約三十糎も積り、起きてびつくり、見てびつくり、本町唯一のバス交通も運転休止や、不定期運転

中学生は、夫婦連の本上を歩き、南極観測隊を思うにふさわしい。古老の話では昭和三年以来ぶりとのことで、またこの雪は小郡、山口などは殆ど少なく。

二日間も降りつづけて積雪三十糎を突破したとは驚きと、こどもの喜びの二重奏だった。

## 6.392—これが—
## —基本選挙人名簿の登録人員 男 3.047 女 3.345

昨年9月15日現在で調査し12月20日をもつて確定いたしました基本選挙人名簿の登録者は下記のとおりです。ことしは選挙の多いい年です。この名簿にない方や新たに選挙権を有された方は選挙前の補充選挙人名簿に是非申請登録して皆様方の権利を守く行使いたしましよう。

| 部落 | 男 | 女 | 計 | 部落 | 男 | 女 | 計 | 部落 | 男 | 女 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大河内北 | 120 | 131 | 251 | 金山橋 | 78 | 85 | 163 | 上本町 | 53 | 67 | 120 |
| 大河内南 | 116 | 121 | 237 | 西青江 | 32 | 47 | 79 | 本町 | 63 | 82 | 145 |
| 天神町 | 118 | 124 | 242 | 光青江 | 75 | 73 | 148 | 武第町 | 127 | 144 | 271 |
| 浜中 | 88 | 104 | 192 | 中道 | 80 | 73 | 153 | 下村 | 124 | 153 | 277 |
| 北条 | 97 | 114 | 211 | 北香南 | 82 | 83 | 165 | 中野 | 150 | 164 | 314 |
| 中条 | 116 | 129 | 245 | 北香北 | 64 | 71 | 135 | 東天田 | 80 | 99 | 179 |
| 井南 | 71 | 78 | 149 | 中道江 | 95 | 101 | 196 | 西天田 | 105 | 129 | 234 |
| 浜内 | 145 | 147 | 292 | 福戸 | 99 | 99 | 198 | 宮ノ前北 | 83 | 94 | 177 |
| 小浜 | 56 | 56 | 112 | 加茂町 | 63 | 61 | 124 | 黒潮南 | 122 | 114 | 236 |
| 赤崎 | 63 | 79 | 142 | 海岸通 | 51 | 51 | 102 | 黒潮北 | 159 | 188 | 247 |
| 日地 | 161 | 169 | 330 | 東本町 | 75 | 85 | 160 | 妻老院 | 36 | 30 | 66 |

## 見たり聞いたり

◎かるた会復活！

桃陣から被護にかけてなりをひそめていたが去る正月十日大海地区有志の方々発起で「かるた会」（小倉百人一首）が公民館大海分館で催された。

約のこころみとしては絵勢二十名ばかりであつたが古より伝わる純日本式の老若男女ともどもに楽しむことのできるお座敷競技。

今後も折を見て開催のよし、老いも若きも何人いても楽しめるのでふるつて参加して下さるようにと、関係者は語つていた。

◎大海分館でも結婚式！

公民館利用の結婚式も昨きんの御理解と御盲力のおかげで町内の利用者も殖えて開設以来六十数組の出雲の神様を呆している。

またこのほど大海分館でも結婚式ができる様準備万端整つてその第一号も終り幸福な家庭へとスタートを切られた。こんごは式の利用だけでなく結婚相談所の利用も大いに活用して頂くようにとのこと。

◎明年の御題は「光」

歌会始の儀の入選者の中に本町出身の多田さん、米国で詠まれた歌が入選、誠によろこばしくおめでたい。

また入選者の中には十六才の高校女生徒もいたのこと。

明年の御題は「光」で今年十月一日から十一月十日までに宮内庁に差出せばよいので心ある人はどうぞ！

詠進は一人一首。半紙を二つ折りにして表に御題と歌、うらに住所氏名（ふりがなをつける）を書いて封筒に入れ、封筒の表には詠進歌と記すことになっている。

## 県のお知らせ

### はえのいない快適な夏のために

☆「はえ」になやまされず快適な夏を過すには、冬の間に親ばえやさなぎを完全に駆除するのが手っ取り早く効果のある方法です。

☆「冬の一匹、夏の千匹」部落が協同して、周日と言わず今日から駆除作業にかかりましよう。

①親ばえは住家や納屋の天井、暖縁等にとまっており、また暖い日だまりなどにも出てくるが、見つけたらその手で殺す。

②ごみ箱、ごみだめの中便所のまわりの土の中、糞尿堆肥舎の内外にも、さなぎでもぐつているので、取り取り、清掃等をして、さなぎを取り焼き殺す。

③鶏糞の中、ごみ箱にはそでもぐりがわくので十日、ごと位に焼却など処理する。また病同さ便所、堆肥舎も同様なので、BHC粉剤を中やまわりに撒三まくことも有効。

④家の中の手の届かない所の附着糞記の清掃も併せて行われ、今後の発生に大きな効果がさいされることを望んでいます。

### 人工魚巣の沈設

魚は物陰に集る習性があることを利用して、五年前から魚礁の沈設を試み、魚族の種魚育成と繁殖の成果を挙げておりますが、今年も計画的事業の一つとして二月六日から十日頃までに秋穂湾の神舎と大海湾口附近に魚礁の沈設をすることになりました。

このコンクリート魚礁は十年近くの効果があるこの話ですが、今年は一番初めの沈設としてから五年目なのでその状態と、かきなどの附着状況の調査も併せて行われ、今後の魚巣に大きな効果がさいされることを望んでいます。

### 牛馬の寄生虫駆除を

牛、馬、にわとり、山羊などは、私たちが考えている以上に寄生虫に苦しんでいるものが多いようです。

牛の「かんてつ（肝臓ジストマ）」、「日本住血吸虫」、馬では「胃虫」「蛔虫」「馬ばえの幼虫」があり、中小家畜の羊や山羊豚の寄生虫もそれぞれ異ります。

せっかく大きくなつた家畜が、寄生虫のためにボクリ死ぬことのないよう、この際家畜保健衛生所や近くの獣医さんにみてもらい丸々太った家畜にしたいものです。またこれとともに、畜舎や堆肥舎の清潔消毒薬剤撒布をはじめ、家畜の環境の整備、改善なども指導を受けて下さい。

（ベンゾール剤使用）

3回以上を選んで部落全部で家の内外を消毒したあとラオゾマシンでDDT・BHCなどの消毒剤を併用して使えばなおよい。また使用から冬のボロクズや不用品もこの際処分しておくことをお忘れなく。

◉納税は早目に、お忘れなく！固定資産税の第四期分は二月末日迄です。

# 国民健康保険は
# お互いの健康と幸福を守る

家庭に一人でも病人がでると、一家の精神的の苦痛は申すまでもなく、日常楽でない私生活は医療費の支払いのため忽ち困難をきたし、とうていこの負担に堪えられないのがお互の家庭の実情で、病気のために貧困に陥ちた世帯もたくさんあります。

このため、病気の場合町民一人残らず医療費の負担も軽く、早く受診し充分な治療をうけて一日も早く快復し、健康でよりよく働いて生産を高め、暮しを豊かにしてこそ新しい町造りもできるのです。

この見地から町では、四月一日の実施を目ざして委員会をつくつて準備をすすめています。

**◉国民健康保険制度とは**

役所や学校、工場、事業所に勤めている人は、共済組合制度があつて、医療、助産、埋葬の給付をうけることができますが、農、漁業の人々や一般の商家などの自営者にはこの制度がないので病気による私生活の危険を防ぐ方法として、お互いの「協同の力」と「平素の用意」による保険の仕組が国民健康保険制度なのです。

**◉誰が保険を行うか**

この保険事業は、共同生活を行う上に最も関係の深い町が保険者となります。そして仕事を始めることについて話し合いがまとまれば議会でとり上げて議決し必要な条例や規則を作り知事の認可をうけて事業を始めます。

**◉被保険者は誰か**

この保険に加入するものは、町内に住んでいる者全部、つまり主婦も赤ん坊も一家そろつて被保険者となります。しかし例外として共済組合の組合員、船員保険等の被保険者とその被扶養者は除外されます。本町には一、七七二世帯（八二％）七、七〇〇人（七二％）が被保険者となります。

**◉どういう給付がうけられるか**

病気、怪我、お産、死亡などの場合は大体次のような給付がうけられます。

(一) 療養の給付（病気や怪我のとき）必要な治療が治るまで受けられ入院もできます。

(二) 助産費の支給（お産のとき）条例できめられた額

(三) 葬祭費の支給（不幸のとき）条例できめられた額

**◉どんな保健施設（指導）が行われるか**

病気をなくし、又少くする方法として次のような保健施設（指導）も行つて、健康で明るい町造りができるようつとめます。

① 保健婦の家庭訪問
② 予防接種
③ 寄生虫の駆除
④ 健康診断
⑤ 乳幼児及び妊産婦の保護指導
⑥ 栄養改善
⑦ 環境衛生

**◉財源は何か**

財源の主なものは保険税と一部負担金ですが、その外に国や県から負担金、調整交付金、補助金が交付されます。

才出
事務費……全額国庫負担

才入
(一) 保険給付費
　(イ) 療養給付費（保険税の五割を病気になつた人が支払う分）
　(ロ) 国庫負担金（療養給付費の½額）
　(ハ) 調整交付金
　(ニ) 一般会計繰入金
(二) 保健施設費
　(イ) 国庫補助金（保健婦設置の⅓額）
　(ロ) 県費補助金（保健婦設置の⅓額）
　(ハ) 一般会計繰入金
(三) 保険税
　一部負担金（医療費の五割を病気になつた人が支払う分）
(四) 医療費の一部負担
　(イ) 医療費の一点単価が安くなる。
　(ロ) 気易く医者にかかれる。
　(ハ) 生活が安定する。
　(ニ) 国や県から補助金が交付せられる。
　(ホ) 乳幼児の死亡が少くなる。

**◉どんな利益があるか**

(一) 病気や怪我をしたとき医療費の五割、出産費、埋葬費等の給付があつて、医療、助産、埋葬の制度があつて、医療、助産、埋葬の給付をうけることができますが、安心して生活ができます。

(二) 医療の統計ができて行政に大きな改善が行われる。

**◉保険税はどの位納めたらよいか**

保険税は、個人個人の所得割、資産割、均等割、世帯割等で計算して決められ年十回に世帯主が納めることになります。

金額としては患者数、医療費の額、給付の内容等で異つてきますが、当町の案は一世帯当り平均二、九七七円で、一人当り月平均六〇円位の納入額となる予定です。

**◉国民健康保険を皆さんの力で立派に育てましょう**

以上で国民健康保険制度のあらましがおわかりのことと思います。このように非常によい制度でありますが、以前に実施し休止した苦い経験があると思いますが、当時と現在では制度が著しくよくなつていることや、経済状態が大きく変つております。

みんな協力して自分達の力で貧乏と病気からお互いを守ろうではありませんか。

そのためには皆さんの理解と協力が何より大切であります。

二月中旬から町役場でも各部落を巡回して皆さんの納得と理解のもとに、実施させる方針です。お互いの健康と幸福を守り、豊かで不安のない生活を保持いたしましょう。

## ―入学前のこころへ―
## なんといっても健康第一

今年四月に小学校一年生に入学されるお子さまをお持ちの家庭では、親も子も家庭全部のかたがその日を指折り数えて待つておられることでしよう。

またその喜びと同時に入学当初のこともいろいろと心配されていることと思います。

そこで入学までの準備を進めるに無理がいかぬよう、また手落ちがないようにするため、大切な点を二、三お知らせします。

**家庭には二とおりある**

家庭には大変子どものことをよく気にし、歌も文字も絵も入学までに教え込もうとされるお家もありますが、これはその反面依頼心が出てきますし他面学校では「それ位は知つている」といつた態度で、学習に実が入りません。

また全く手をつけないで野放しのままのお子さんは最初のうちにおじ気づいたり、教室にじつとしていることができない子どもになつたりします。

**体の健康が第一**

なんといつても子どもの体のことが一番大切なことでしよう。学校では入学児に身体検査を行ないましたがもしこの時に疾病異常が見つかつた場合には一日も早く治療して入学までには完全にしておくことです。

なお、どこか病気ではないかと思ずかれる場合にも早く医者の健康診断を受け完全な身体で入学させるようにしましよう。

**こんなしつけも忘れずに**

1 先生や友だち仲間に、はきはきとあいさつや返事をする。
2 食事の前後の手洗い。
3 学校に間にあう時間までには起きる習慣をつける。
4 自分の着かえは自分でできるようにする。
5 一日中にあつたことは夕食時などにすべてを話すようにする。
6 友だちと仲よく遊べるようにする。

**どの程度知つておればよいか**

むやみに教え込むことは子どもをかしこく育てるということにはなりません、子どもが本を見たりなどして、文字を記憶する場合は少しも止めることはありませんが無理をして教えなくても、一年生にあがれば基礎から正しく教えてもらえるのですから心配ありません。

できれば自分の名前が書け、またどこにあつてもそれを見つけ出して読めれば十分でしよう。

数も多く教えなくても十までをはつきりと、具体的なものとらしあわせて教え、数の意味をしつかりとつかませておけばよいのです。

絵は子どもが一番喜んで書くものです。子どもの絵には子どもの世界があるのですから、自由にのびのびと書かせることが大切です。そのうちにはきつと子どもの話がありますので、家庭の者はその絵より話に耳を傾けることが大切です。

## 遺家族などの皆様へ

**(一) 年金受給者現状届はもうされましたでしようか**

厚生省では、いま遺族年金の受給権について調査をしております。そこで年金を受けておられる方は現状届を、支給郵便局山口県世話課を通じて厚生省へ出していただきます。これによつて調査が行われることになつていますので、届出すようにする。

**どの程度知つておればよいか**

むやみに教え込むことは子どもをかしこく育てるということにはなりません、子どもが本を見たりなどして、文字を記憶する場合は少しも止めることはありませんが無理をして教えなくても、一年生にあがれば基礎から正しく教えてもらえるのですから心配ありません。

できれば自分の名前が書け、またどこにあつてもそれを見つけ出して読めれば十分でしよう。

数も多く教えなくても十までをはつきりと、具体的なものとらしあわせて教え、数の意味をしつかりとつかませておけばよいのです。

絵は子どもが一番喜んで書くものです。子どもの絵には子どもの世界があるのですから、自由にのびのびと書かせることが大切です。そのうちにはきつと子どもの話がありますので、家庭の者はその絵より話に耳を傾けることが大切です。

**(二) 遺族年金などの請求は早く**

戦傷病者や、戦没者の遺族の方で、遺族年金、障害年金、障害一時金又は弔慰金の請求手続がお済みでない方はありませんか、この受給権の消滅時期が近すきましたので、今まで該の非該当とか、書類不備の理由によつて請求書類の返却をされた方は速かに再請求の手続をして下さい。

秋小給食室完成

まちにまつた給食室は1月14日落成した。
いよいよ栄養本位の給食が始まる。

のすんでいない方は支給郵便局へ相談され、早く届出をすませて下さい。

二月末日までに届出をしないと、次期（三月支給）以後の遺族年金が受けられなくなります。

**(三) 遺族年金などの請求は早く**

戦傷病者や、戦没者の遺族の方で、遺族年金、障害年金、障害一時金又は弔慰金の請求手続がお済みでない方はありませんか、この受給権の消滅時期が近すきましたので、今まで該の非該当とか、書類不備の理由によつて請求書類の返却をされた方は速かに再請求の手続をして下さい。

**進学は内容校舎ともに充実した秋穂分校へ**

農高秋穂分校は、一期、二期工事と教室の充実をつづけていましたが、今回第三期工事を近く起工しまして内容とともに充実した教室が実現するわけで新学期からたのしく勉強ができることでしよう。

まもなく生徒の募集も始まります。ぜひとも農高秋穂分校へ進学させましよう。

募集人員　家庭科　四十名
願書受付　二月十日
願書〆切　二月二十日

## 健康メモ

またまた寒波襲来でインフルエンザをはじめ、ジフテリア、普通のカゼ、百日セキと各種の伝染病が流行する時期になりました。

そこでこれらの病気にかからないために、お互いの生活も寒いからといつてふしだらにならないよう気をつけたいものです。

早寝早起きで睡眠も十分にとり、主婦の方は特に栄養など調理にも心を使つていただき、体の内部から病気への抵抗力を強めていくように気をつけて下さい。

また病気にかかつたときや体のぐあいのおかしいときは、まずお医者さんにみてもらい十分な手当をすることが、病気をこじらせないコツでもあります。更にこれらの伝染病が流行るときがしばみたら、子どもや老人など抵抗力の弱い人は予防注射を受けることもお忘れなく、皮膚やのどを丈夫にするため乾布マサツや朝夕、外出後帰つたらウガイをすることも、なかなかきめがあります。

**未熟児の出生は届出て下さい**

未熟児とは……生れたときの体重が二、五〇〇〇瓦（約六七〇匁）以下の赤ちゃんです。

児童福祉法の一部が改正になりまして未熟児が生れたら、その保護者は届出の義務があります。

これは未熟児の早期発見と早期治療によつて一日も早く正常な赤ちゃんに育てるためです。

届出は!!

1 乳児の現在地を電話等で直ちに
2 出生の日時、場所を
3 性別と出生時の体重
4 妊娠月数
5 産婦の住所、氏名、年令
6 出生に立会つた医師、助産婦などの氏名
7 届出た者の住所及び氏名、続柄
8 その他参考となることから

## 保育所入所申込受付

町厚生課では左記により明年度保育所入所児童の申込受付を行つて居りますので該当者は必ず期間中に申込みをして下さい。

記

一、申込受付　二月一日より二月十日迄
一、受付場所　秋穂町役場並に大海支所
一、入所資格　保育に欠け入所を必要とするもの（例えば家業多忙、病気等により家庭に於ては充分保育出来得ないもの）

◉ この広報紙は二月六日に町役場を発送しました。